

先進安全自動車（ASV）に対する税制特例 （自動車取得税）が延長されます

※ASV・・・Advanced Safety Vehicle の略で先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車を指す。

令和元年度の税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置・車線逸脱警報装置を備えたトラック・バスについて、自動車取得税の特例措置が6月延長されました。また、2019年（令和元年）10月1日以降は自動車税の環境性能割の特例として2021年（令和年）3月末まで措置されます。

対象車両	車両総重量	対象装置		
トラック	3.5トン超 22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安定性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
バス	全重量			

《税制特例措置の内容》

		自動車取得税・自動車税 (取得価額からの控除額)
1装置 装着	①衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	350万円控除
	②車両安定性制御装置 (EVSC)	
	③車線逸脱警報装置 (LDWS)	175万円控除
複数装置装着		最大525万円控除

※車両総重量等により対象装置は異なります。また、複数装置を備えることが条件となる自動車があり、対象期間も異なります。詳細は別表をご確認ください。

※バスには、乗車定員10人の乗用の用に供する自動車を含みます。

※牽引車(トラクタ)及び被牽引車(トレーラ)を除きます。

※対象になる自動車につきましては、各自動車メーカーへお問い合わせ下さい。

別表 先進安全技術を搭載したトラック・バス 《自動車取得税・自動車税》 税制特例の対象となる自動車

* AEBS:衝突被害軽減ブレーキ EVSC:車両安定性制御装置 LDWS:車線逸脱警報装置

* は平成31年度税制改正で延長された箇所です

対象車両・対象装置		平成30年度			平成31年度税制改正 対象期間(2019(H31).4.1~2021(R3).3.31)				
		(H30.4) 2018.4	(H30.11) 2018.11	(H31.4) 2019.4	※2019(R元).10以降自動車税(環境性能割)		(R2.11) 2020.11	(R3.4) 2021.4	
					(R元.10) 2019.10	(R元.11) 2019.11			
3装置 装着 (AEBS) (EVSC) (LDWS)	8t超~20t以下のトラック	525万円控除	350万円控除	350万円控除			350万円控除		
	3.5t超~8t以下のトラック	525万円控除		525万円控除	525万円控除		350万円控除		
	5t超~12t以下のバス	525万円控除		525万円控除	525万円控除		350万円控除		
2装置 装着 (AEBS) (EVSC)	3.5t超~8t以下のトラック	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
	5t超~12t以下のバス	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
2装置 装着 (AEBS) (LDWS)	3.5t超~8t以下のトラック	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
	5t超~12t以下のバス	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
	5t以下のバス	525万円控除		525万円控除	525万円控除		350万円控除		
2装置 装着 (EVSC) (LDWS)	3.5t超~8t以下のトラック	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
	5t超~12t以下のバス	525万円控除		525万円控除	525万円控除				
1装置 装着 (AEBS)	3.5t超~8t以下のトラック	350万円控除		350万円控除	350万円控除				
	5t超~12t以下のバス	350万円控除		350万円控除	350万円控除				
	5t以下のバス等	350万円控除		350万円控除	350万円控除				
1装置 装着 (EVSC)	3.5t超~8t以下のトラック	350万円控除		350万円控除	350万円控除				
	5t超~12t以下のバス	350万円控除		350万円控除	350万円控除				
1装置 装着 (LDWS)	20t超~22t以下のトラック	175万円控除		175万円控除			175万円控除		
	3.5t超~8t以下のトラック	175万円控除		175万円控除	175万円控除				
	12t超のバス	175万円控除		175万円控除	175万円控除				
	5t超~12t以下のバス	175万円控除		175万円控除	175万円控除				
	5t以下のバス	175万円控除		175万円控除	175万円控除				

参考 先進安全技術を搭載したトラック・バス 《自動車重量税(H30税制改正措置)》 税制特例の対象となる自動車

* AEBS:衝突被害軽減ブレーキ EVSC:車両安定性制御装置 LDWS:車線逸脱警報装置

対象車両・対象装置		平成30年度税制改正 対象期間(2018(H30).5.1~2021(R3).4.30)					
		(H30.5) 2018.5	(H30.11) 2018.11	(H31.4) 2019.4	(R元.11) 2019.11	(R2.11) 2020.11	(R3.5) 2021.5
3装置 装着 (AEBS) (EVSC) (LDWS)	8t超~20t以下のトラック	75%減税		50%減税			
	3.5t超~8t以下のトラック	75%減税		50%減税			
	5t超~12t以下のバス	75%減税		50%減税			
2装置 装着 (AEBS) (EVSC)	3.5t超~8t以下のトラック	75%減税					
	5t超~12t以下のバス	75%減税					
2装置 装着 (AEBS) (LDWS)	3.5t超~8t以下のトラック	75%減税					
	5t超~12t以下のバス	75%減税					
	5t以下のバス	75%減税		50%減税			
2装置 装着 (EVSC) (LDWS)	3.5t超~8t以下のトラック	75%減税					
	5t超~12t以下のバス	75%減税					
1装置 装着 (AEBS)	3.5t超~8t以下のトラック	50%減税					
	5t超~12t以下のバス	50%減税					
	5t以下のバス	50%減税					
1装置 装着 (EVSC)	3.5t超~8t以下のトラック	50%減税					
	5t超~12t以下のバス	50%減税					
1装置 装着 (LDWS)	20t超~22t以下のトラック	25%減税					
	3.5t超~8t以下のトラック	25%減税					
	12t超のバス	25%減税					
	5t超~12t以下のバス	25%減税					
	5t以下のバス	25%減税					

税制特例に関する取扱いの概要

○初回新規登録のための新規検査時(予備検査含む)に衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置が搭載されていることを証明する書面が必要となります。
※初回新規登録後の書面の提出による減税措置は受けられませんのでご注意ください。

○対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合は、
・自動車重量税は軽減率の高い減税が優先(同一の軽減率の場合はエコカー減税が優先)されます。

・自動車取得税はエコカー減税、バリアフリー減税、ASV減税のうちいずれかを申告者が選択できます(2019年(令和元年)9月30日までの措置)

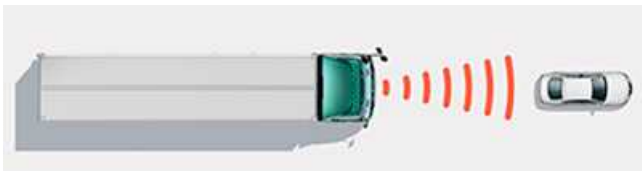
○2019年(令和元年)10月1日以降においては、自動車税の環境性能割の特例として、減税措置されます。

○なお、個々の自動車の架装内容等により、減税額が変わりますので、購入予定の各自動車販売店等にお問い合わせ下さい。

(参考)先進安全技術の概要

《衝突被害軽減ブレーキ》

カメラやレーダーなどで前の自動車を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するために自動的にブレーキが作動する。



(警告灯の表示例)

《車両安定性制御装置》

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止する。



《車線逸脱警報装置》

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合に、音や警告灯などでドライバーに知らせる。

